



沖縄県東村高江へのヘリパッド建設中止および  
安倍政権による沖縄県への違法確認訴訟撤回を求める意見書

政府は、参議院選挙（7月10日投票）直後の11日早朝、突如として東村高江（ひがしそんたかえ）にヘリパッド建設用資材などの搬入を強行。さらに、22日国の「是正措置」に県が従わないとして、違法確認訴訟を起こしました。

ヘリパッド建設に関しては、林野庁の立ち入り調査の結果、事前協議が行なわれていない立ち木の伐採を確認し、沖縄防衛局の工事が違法に行なわれていたことが判明しています。国の天然記念物ノグチゲラや準絶滅危惧種に指定されているリュウキュウウラナミジャノメなど多くの固有種が存在し、生命の宝庫といわれる“やんばるの森”を切り開き、貴重な生態系を破壊することになります。

また、翁長知事による辺野古沖埋め立て承認取り消しをめぐっては、3月に和解が成立。和解内容は、「沖縄対日本政府という対立」が、国と地方自治体という関係を「対等・協力」する地方自治法の「精神にも反する」と指摘し、埋め立て工事を直ちに中止し、国と県がそれぞれ起こしたすべての訴訟を取り下げ、円満解決に向けた協議を行なうというものでした。

しかし、安倍政権は県と協議を始める前に「埋め立て承認取り消し」撤回の是正指示を出し、それを不服とする知事は、国の第3者機関である「国地方係争処理委員会（係争委）」に審査の申し出を提出。係争委は6月、「是正指示」の適否は判断せず、新基地建設をめぐる国と県との議論は不十分であり、両者の「真摯な協議」が「問題の解決に向けての最善の道」と結論付けました。

3月に福岡高裁那覇支部が出した「和解勧告文」、6月に決定した係争委の「判断」を無視し、法の規定により訴えが可能となる日、22日に即日提訴した国の強権的な対応は、地方自治と民主主義の根幹に関わる問題であり、沖縄だけの問題ではありません。

同時に、米軍の新基地建設における安倍政権の態度は、常軌を逸しているとしか云い様がないものです。

沖縄県内の一連の選挙、一昨年の名護市長選挙、県知事選、総選挙の県内全ての小選挙区、今年の県議選、そして7月の参院選などで示された県民の民意を無視する行為は、民主主義国家にあるまじき行為といわざるを得ません。

よって中間市議会は、沖縄県東村高江へのヘリパッド建設中止と沖縄県への違法確認訴訟撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月29日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
防衛大臣 稲田 朋美 様  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策担当) 鶴保 庸介 様